

松山地方法務局基準点設置地域の表示登記事務取扱要領

(昭和 57 年 3 月 8 日 松山地方法務局長訓令第 2 号)

(趣旨)

第 1 条 松山地方法務局基準点設置地域(以下「地域」という。)の表示に関する登記事務の取扱いについては、法令及び不動産登記事務取扱手続準則(昭和 52 年 9 月 3 日民三第 4473 号民事局長通達。以下「準則」という。)に定めるもののほか、この要領によるものとする。

2. この要領は、地域内の地図の適正、円滑な整備を図ることを目的とする。

(基準点図等の備付け)

第 2 条 地域を管轄する登記所には、基準点図(松山地方法務局基準点設置作業規定(以下「規定」という。)第 62 条の図面及び基準点配置一覧図(規定第 63 条の図面)を備え付けるものとする。

2. 基準点配置一覧図は、関係者に周知させるため、庁内に提示するものとする。

(測量)

第 3 条 地域内の測量は、トランシットを用い規定に準じ、基準点を与点として行うものとし、一筆地の筆界には永久標識を埋設するようしようようするものとする。

2. 面積の計算は座標法によるものとする。

(登記申請書の添付書類)

第 4 条 土地の表示、地目の変更(更正)、地積の変更(更正)、分筆及び合筆の登記並びに建物の表示に関する登記(附属建物の新築も含む)の申請書には、所定の添付書類のほか、土地の所在図並びに隣接土地所有者の筆界等に異議がない旨の同意書(印鑑証明書付き)を添付させるものとする。

ただし、土地の所在図については、当該登記申請書に添付されている地積測量図が、準則第 9 条第 4 項に規定する要件を満たす場合には、この限りでない。

(土地の所在図)

第 5 条 土地の所在図は、準則第 9 条第 1 項に規定する縮尺により作製し、所定の記載事項のほか、土地の存する位置を明らかにするため、与点として利用した基準点の位置、座標値及びその番号並びに各筆界点の座標値を記載するものとする。

(地積の測量図)

第 6 条 地積の測量図は、準則第 9 条第 2 項に規定する縮尺により作製し、所定の記載事項のほか、前条において土地の存する位置を明らかにするため記載すべきものとされた事項並びに与点として利用した基準点から適宜の筆界点までの距離及び角度を記載するものとする。

2. 前項の距離及び角度については、最小限センチメートル、十秒単位で記載するものとする。

(図面の誤差の限度)

第 7 条 土地の所在図及び地積の測量図の誤差の限度は、基準点図の誤差の限度と同一のものとする。

(申請事件の処理)

第8条 登記官は、申請書に添付された図面等と登記所に備え付けられている隣接地の所在図等を照合し、筆界重複の有無など当該申請の適否について調査するものとする。

第9条 登記官は、前条の調査を完了したときは、現地に臨み筆界等の確認を行うものとする。

第10条 登記官は、前2条の調査・確認の結果、当該申請を相当と認めたときは、所定の登記手続を行うとともに、土地の所在図に基づき、基準点図に申請にかかる土地の形状及び地番を記載するものとする。

(申請書等の保存)

第11条 この要領により処理した登記の申請書類及び除却した従前の土地所在図並びに地積測量図は、不動産登記法施行細則第37条の3、第37条の4の規定にかかわらず、当分の間別途保存するものとする。

(基準点図等の閲覧)

第12条 基準点図及び基準点に関する測量の成果品は、これを閲覧させることができる。

この場合には、閲覧申請書を提出させるものとする。

(適用の除外)

第13条 すでにこの要領により処理され、基準点図に記載された土地についての、表示に関する登記申請については、第4条及び第8条から第11条までの規定は適用しない。

(地図の閉鎖等)

第14条 地域の依存の地図は原則として閉鎖し、地図のない地区として取り扱うものとする。

附 則

この要領は、昭和57年4月1日から施行する。